

2011年10月24日
みずほコーポレート銀行(中国)有限公司
中国アドバイザー一部

—国家税務総局公告関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス
(第193号)

国家税務総局、 資産再編に係る営業税の取扱を明確化

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家税務総局は2011年9月26日付で『納税者の資産再編に関する営業税の問題についての公告』(国家税務総局2011年第51号、以下、『51号公告』という)を公布しました。『51号公告』は、これまで明確に規定されておらず、国家税務総局による個別の『承認・回答』で対応していた、企業の資産、債権、債務、労働力を包括的に譲渡する企業財産権譲渡に係る営業税の取扱について明確に規定しました。資産再編については、2011年2月18日付で公布された『納税者の資産再編に関する増値税の問題についての公告※』(国家税務総局2011年第13号、以下、『13号公告』という)において、資産再編の過程における企業財産権譲渡に係る増値税の取扱について規定されましたが、今回公布された『51号公告』は、『13号公告』と同じ条件における営業税の取扱が規定されています。

『51号公告』では、以下の行為は営業税の徴税範囲に属せず、これに係る不動産、土地所有権の譲渡については、営業税を徴収しないと規定されています。

納税者が資産再編の過程において、合併、分割、売却、交換等の方式を通じて、
全部もしくは一部の現物資産およびそれと関連する債権、債務および労働力を一括して
その他の単位および個人に譲渡する行為

なお、『51号公告』は、2011年10月1日より執行されています。これ以前に処理していない場合は、『51号公告』に基づいて執行します。

※ 『納税者の資産再編に関する増値税の問題についての公告』の詳細につきましては、『みずほ中国 ビジネスエクスプレス』第157号をご参照ください(http://www.mizuhocbk.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.157.pdf)。

『51号公告』の詳細につきましては、以下にございます日本語仮訳、および3ページにございます中国語原文をご参照ください。

関連手続きに関しましては、当局の見解をさらに確認していく必要があります。今後、追加の関連情報を入手次第、随時ご案内させていただきます。

国家税務総局
国家税務総局2011年第51号
『納税者の資産再編に関する営業税の問題についての公告』

『中華人民共和国営業税暫定条例』およびその実施細則の関連規定に基づき、ここに納税者の資産再編に関する営業税の問題について以下の通り公告する：

納税者が資産再編の過程において、合併、分割、売却、交換等の方式を通じて、全部もしくは一部の現物資産およびそれと関連する債権、債務および労働力を一括してその他の単位および個人に譲渡する行為は、営業税の徴税範囲に属さず、これに関係する不動産、土地所有権の譲渡は、営業税を徴収しない。

本公告は2011年10月1日より執行する。これ以前に処理していない場合、本公告の規定に基づき執行する。『企業の財産権譲渡に際して営業税を徴収しない問題に関する国家税務総局の承認・回答』(国税函[2002]165号)、『深セン高速公路株式会社の財産権譲渡に際して営業税を徴収しない問題に関する国家税務総局の承認・回答』(国税函[2003]1320号)、『鞍山鋼鉄集団の一部資産の財産権譲渡に際して営業税を徴収しない問題に関する国家税務総局の承認・回答』(国税函[2004]316号)、『中国石化集団販売実業有限公司の製品パイプラインプロジェクトの一部の財産権譲渡に関する営業税の問題についての国家税務総局の通達』(国税函[2008]916号)は同時に廃止する。

特にここに公告する。

国家税務総局

2011年9月26日

【 解説・日本語仮訳 : みずほコーポレート銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部 山口江梨 】

国家税务总局
国家税务总局 2011 年第 51 号
关于纳税人资产重组有关营业税问题的公告

根据《中华人民共和国营业税暂行条例》及其实施细则的有关规定，现将纳税人资产重组有关营业税问题公告如下：

纳税人在资产重组过程中，通过合并、分立、出售、置换等方式，将全部或者部分实物资产以及与其相关的债权、债务和劳动力一并转让给其他单位和个人的行为，不属于营业税征收范围，其中涉及的不动产、土地使用权转让，不征收营业税。

本公告自 2011 年 10 月 1 日起执行。此前未作处理的，按照本公告的规定执行。《国家税务总局关于转让企业产权不征营业税问题的批复》（国税函[2002]165 号）、《国家税务总局关于深圳高速公路股份有限公司产权转让不征营业税问题的批复》（国税函[2003]1320 号）、《国家税务总局关于鞍山钢铁集团转让部分资产产权不征营业税问题的批复》（国税函[2004]316 号）、《国家税务总局关于中国石化集团销售实业有限公司转让成品油管道项目部产权营业税问题的通知》（国税函[2008]916 号）同时废止。

特此公告。

国家税务总局

二〇一一年九月二十六日

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言:**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持:**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権:**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責:**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。